

平成27年3月6日

上ノ国町議会議長

若 狭 大四郎 様

氏 名 尾 田 孝 人



平成26年度政務活動費に係る収支報告について

上ノ国町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり平成26年度政務活動費収支報告書を提出します。

政務活動報告書

- 1 政務活動名  
別紙のとおり
- 2 政務活動内容  
別紙のとおり
- 3 政務活動成果  
別紙のとおり

- 注) 1 政務活動名には、実施した活動名を記載する。  
(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇広報・広聴、〇〇会議など)
- 2 政務活動内容及び政務活動成果には、具体的な内容とその成果を記載する。

## 平成 26 年度政務調査事業報告書 (1)

北海道自体学土曜講座 (9 月 27 日)

会場・札幌市北海学園大学

「代表制民主主義の再構築」～「議会が変われば自治体が変わる」

講師・神原勝北海道大学名誉教授



「代表制民主主義の再構築」～「議会が変われば自治体が変わる」

自治体は市民の政府である

- ・自治体は市民の政府
- ・地域の公共課題を政策で解決するために仕事をする
- ・市民は納税し、職員を雇い、代表を選んで信託する
- ・市民は自らの意思を形成して政治行政に参加する
- ・市民は代表者が市民の意志に反したときは解任する
- ・包括的な政府 (国・都道府県) へ民意を介する

二元代表制とは何か

首長と議会の正当性の根拠は直接選挙—両者は対等—首長の市民に対する直接責任  
議会は長に対して野党的立場で議論すること。二元代表制は対等に議論することでもある。  
自治体では与野党とはならないのではないかと。市民が主役である。

二元代表制の新たな理論化

二元代表制は議院内閣制と原理が違うことの認識

・制度の神髄は機関対立型 (機関競争・機関対抗) の政治・行政であり、なれ合いは目も当てられない。

独任制の首長のメリット—1人の首長による一貫したリーダーシップの発揮

合議制の議会のメリット－多数の議員による多様な争点・論理の提起(両者による市民意志の的確な反映をめぐる緊張政治が行われる)

・与野党対抗型議会(内部対立型議会)から機関対抗型議会への改革

議会は「討論の場」－論点・争点(政策課題)を明らかにする場－政策の提案(討論の広場である)

2つの問題点として

自治体(政府)を運営する4つの主体として、議会は議員だけのものではない。

1 市民(主権者・政治主体) 2 首長・ 3 議員・ 4 職員－それぞれの役割を果たすこと。

「討論の広場」－議員だけの議会でなく多様な主体が直接・間接に参加する議会(議会は議員だけで構成されていないということである)

機能分立(決定と執行)、機構分立(議会と首長)－議会=決定、首長=執行

99%は首長の提案であり議会の決定とは言われない実態にある。

「過程分立」をふまえて再構築する

政策過程(政策循環)

課題の発見－政策立案－政策決定－政策執行－政策評価－課題発見・・・行政だけの課題でない。

過程分立の概念を活用すれば、議会はどの局面に関しても論点・争点を提起することができる。・・・(議会が変わればである)

規範としての議会基本条例

・議会基本条例の登場(2006年栗山町議会)2014年7月現在561議会が制定

議会在討論の場であること。政策過程に着目して論点・争点を提起すること、議会みずから政策提案することなど書いてある。

・議会基本条例の主要な内容

市民と議会の双方向性の確立(市民が参加する参加、陳情・請願は市民の政策提案、市民による議会モニターの設置、議会基本条例の点検・評価・改正(諮問)会議の設置など  
議会と首長(行政)の緊張(首長と競い合う議会)

反問権、長が提案する政策・計画の説明責任を負荷(代替案、政策情報、他自治体の類似政策の検討、財源の構成、総合計画上の根拠、将来コストなど)、予算・決算に関する政策情報の提示など

議会による修正・否決の増大－首長と議会の共同作品化

議会基本条例は二元代表制運営条例、これを活用した(職員)の政策能力の向上

議員間討議の推進(政策を議論する議会)

論点・争点の整理(文書化・情報公開につながる)、常任委員会における政策討議(総合計画事業の評価－継続－修正－廃止－新設)、委員会による議会独自の政策提案、議会改革の進捗状況の点検と改正など議員間で討議しなければ政策提案はできない。

## 議会間格差の拡大

ゼロとマイナスの間を往復する議会(寝たきり議会)、改革に目覚めようとしている議会(居眠り議会)、先をどんどん走っていく議会(先駆議会)への分化(時間格差)

先駆議会は少数だがその運営の規範はひろく影響していく。

これまでの議会改革の主眼は「議会が変われば自治体が変わる」

## 自立自治体の形成に向けて

### 自治体基本条例の時代

自治体運営の最高規範と認識して活用(2001年二セコ町初)現在全国の300自治体で制定  
憲法と地方自治法だけでは自治体運営ができない(制度主体へのお任せ民主主義)

「生ける自治体基本条例」－総合型自治体基本条例=自治基本条例プラス関連条例

関連条例のなかの基幹的関連条例－議会基本条例(二元代表制の運営)と総合計画条例(自治体政策の基本枠組み)

## 総合計画条例の登場

武蔵野市－多治見市－栗山町・・・総合計画の手法の革新(計画策定・運用における民主性と実効性を確保)

2011年地方自治法が改正され、基本構想策定の義務化が削除－武蔵野市長期計画条例

2012年栗山町「総合計画の策定と運営に関する条例」、議会基本条例制定以来、議会が主導して同条例の制定に至る。

## 自治基本条例

実施する政策はすべて総合計画にもとづく原則(計画にない政策は予算化しない)

## 総合計画条例

策定と運用のルールを明記(市民参加・情報公開、実施計画と展望計画、事業ごとの進行政管理(事業ごとの政策情報の作成公開)、首長選挙公約の反映、自治体政策の一覧性など)

## 議会(常任委員会)における政策議論の活性化

常任委員会における個別事業評価(継続・修正・廃止・新設)それが議会による政策提案となる

このような自治体の政策ルール(首長と議会の緊張)が確立してはじめて、市民と議会の双方性の確立、議員間討議の推進が可能になる

議会改革を支える事務局は自治体職員を鍛える最高の場である

市民も新しい視線で議会を見なければならぬなど、以上のことを学ぶことができた。